



### 3-2 雇用保険

#### (1) 雇用保険って何？

仕事がなくなったときのための保険です。ほかの仕事をさがす間、お金をもらうことができます。

保険料<保険のお金>は会社とはたらいっている人がはらいます。

雇用保険には1週間に20時間以上はたらいっている人がはいることができます。外国人もはいることができます。65才以上の人ははいることができません。くわしいことはハローワークに聞いてください。

#### (2) 仕事がなくなったときお金をもらう(失業給付)

仕事がなくなったときお金をもらうことができます。(失業給付)

お金をもらうことができる人は仕事をやめる前の2年間に12か月以上雇用保険にはいっていた人です。

ハローワークで仕事をさがすためにもうしこんでください(求職登録)。そうすれば、お金(失業給付)をもらうことができます。求職登録のあと、ハローワークがきめた日(28日ごと)にハローワークへ行かなくてははいけません。もし行かなかつたらお金をもらうことができません。気をつけてください。

もらうことができるお金ははたらいっていた長さや給料、年齢でちがいます。

だ 出すもの	だ 出すところ	いつ
1 離職票(会社でもらってください)	ちか 近くのハローワーク	しごと 仕事をやめたら、できるだけ早く
2 被保険者証		
3 在留カード		
4 写真1枚		
5 はんこ(いんかん)		